佐賀県告示第158号

指定金融機関等の指定(平成13年佐賀県告示第163号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。 平成31年3月26日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
1・2 略			1	・2 略			
3 収納代理金融機関			3	収納代理金融機関			
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲		名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	
略				略			
三井住友信託銀行株式会社	II	<u>"</u>		三井住友信託銀行株式 会社	II .	県公金の収納事務 (預金口座振替によ るものに限る。)	
株式会社佐賀共栄銀行	"	<u>"</u>		株式会社佐賀共栄銀行	"	県公金の収納事務	
略				略			